

両立支援等助成金（令和6年度）

1 事業の目的

働き続けながら子育てや介護等を行う労働者の雇用の継続を図るために就業環境整備に取り組む事業主に対して両立支援等助成金を支給することにより、仕事と育児・介護等の両立支援に関する事業主の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図る。

2 事業の概要・スキーム

コース名／コース内容		支給額（休業取得／制度利用者1人当たり）	加算措置／加算額
育児休業	出生時両立支援コース	①第1種（男性の育児休業取得） ②第2種（男性育休取得率の上昇等）	1人目 20万円 2～3人目 10万円 1年以内達成：60万円 2年以内達成：40万円 3年以内達成：20万円
育児期の働き方	育児休業等支援コース	①育休取得時 30万円 ②職場復帰時 30万円	※無期雇用者、 有期雇用労働者各1人限り
新規	育休中等業務代替支援コース	①育児休業中の手当支給 最大125万円 ②育短勤務中の手当支給 最大110万円 ③育児休業中の新規雇用 最大67.5万円	・業務体制整備経費：5万円 (育休1ヶ月未満：2万円) ・業務代替手当：支給額の3/4 ※上限10万円/月、12か月まで ・業務体制整備経費：2万円 ・業務代替手当：支給額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで 代替期間に応じ以下額を支給 ・最短：7日以上：9万円 ・最長：6か月以上：67.5万円
介護との両立	柔軟な働き方選択制度等支援コース	制度2つ導入し、対象者が制度利用 20万円 制度3つ以上導入し、対象者が制度利用 25万円 ※1年度5人まで	<出生時両立支援コース> ①第1種 1人目で雇用環境整備措置を4つ実施した場合 10万円加算 ②第2種 第1種受給時にプラチナくるみん認定事業主であった場合 15万円加算
不妊治療との両立	介護離職防止支援コース	介護休業 ①休業取得時 30万円 ②職場復帰時 30万円 介護両立支援制度 30万円	<育休中等業務代替支援コース> プラチナくるみん認定事業主は、①③を以下の通り割増。 ①育児休業中の手当支給 業務代替手当の支給額を4/5に割増 ③育児休業中の新規雇用 代替期間に応じた支給額を割増 最大82.5万円 ・最短：7日以上：11万円 ・最長：6か月以上：82.5万円 育休取得者／制度利用者が有期雇用労働者の場合 ①～③に10万円加算（1か月以上の場合のみ）
不妊治療との両立	不妊治療両立支援コース	環境整備、休暇の取得等 30万円 ※1回限り	<各コース共通> 育児休業等に関する情報公表加算 申請前の直近年度に係る下記①～③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、2万円加算 対象の情報：①男性の育児休業等取得率、②女性の育児休業取得率、③男女別の平均育休取得日数 ※出生時両立支援コース（第2種）以外が対象。各コースごと1回限り。